

伊勢市市民活動補償制度 のご案内



【令和5年6月1日現在】

- 傷害補償
- 賠償責任補償
- 弔慰金

■ 市民活動補償制度とは

伊勢市では、多くの方々が、まちづくり協議会活動・自治会活動・ボランティア活動など様々な市民活動を行っています。これらの活動には十分な安全対策が必要とされていますが、不幸にして予期せぬ偶発的な事故が起こらないとも限りません。

「伊勢市市民活動補償制度」は、市民の皆さんが安心して市民活動を行えるよう、活動拠点が伊勢市にある市民団体等の公益活動中に起きた事故に対し、傷害事故や賠償責任事故等を補償するものです。

この制度への事前加入・登録などの手続きは必要ありません。

◎制度の趣旨

市民団体等が公益的な活動中に不測の事故により参加者や第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことになった場合や市民活動の参加者等が負傷された場合に補償するもので、市が保険会社と契約を結び、保険料は市が負担します。

◎対象となる活動（以下の3項目すべてを満たす活動）

- 市民団体等が行う公益性のある活動
- 無報酬（実費弁償を含む）の活動
- 計画的又は継続的な活動

- × 政治、宗教および営利を目的とする活動、職業として行う活動は除きます
- × 学校、幼稚園、保育園の管理下での児童生徒園児の活動は除きます
- × 海外での活動は除きます



◎対象となる者

活動拠点が伊勢市にある市民団体、市民活動の指導者、スタッフ、参加者【注】等

【注】参加者のうち、以下の場合は対象になりません

- × 自らの健康や趣味、楽しみのための参加は対象外
- × イベントや行事の来場者や応援者、観覧者は対象外
- × 市民活動に参加する保護者等に付き添ってきた小学校就学前の子、孫等は対象外

◎対象となる市民活動の具体例

市民活動の区分	具体例（活動のための準備を含む）
地域社会活動	清掃、防犯、防災、交通安全、パトロール、町内会まつり、運動会等
青少年健全育成活動	子ども会、ボーイスカウト・ガールスカウト、非行防止等
社会福祉・社会奉仕活動	社会福祉施設への慰問、手話、在宅高齢者・障がい者支援等
社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動（スポーツを目的として組織された団体が行う練習・試合・遠征等の活動は適用外）、文化活動（自らの趣味のために行う活動は適用外）等
市が主催する上記に準ずる事業への参加、手伝い	ゴミゼロ・河川クリーンアップ、防火防災訓練、市主催の社会教育講座、講演会等への協力

■ 傷害補償及び弔慰金は、活動場所と参加者の住居との通常の経路往復中の事故も補償対象となります。

■ 危険度が高い活動は対象外となります。

山岳登山、スカイダイビング、スキューバダイビング等の危険なスポーツ、神輿等の疾走、回転若しくは衝突等危険な行為を伴う祭礼など

■ この補償制度は、市民活動における全ての活動を補償するものではありません。活動・事故の内容により対象になるかは異なります。

補償等の内容

■傷害補償

死亡補償	200万円	(事故発生日から180日以内)
後遺障害補償	200万円【障害の程度による】	(事故発生日から180日以内)
入院補償	1日3,000円	(事故発生日から180日以内)
手術補償	入院補償の日額に手術の種類に応じて、保険約款に定める倍率(10、20、40倍)を乗じた額【入院補償が支払われる場合のみ】	
通院補償	1日2,000円	(90日まで:事故発生日から180日以内)

急激かつ偶然な外来の事故で怪我をした場合や、熱中症等が補償の対象となります

～補償対象となる活動の具体例～

- ・ 青少年育成団体がハイキング中、先頭を歩いていた指導者が足を踏み外して、ガケから転落して負傷した(参加者の場合は対象外)
- ・ 野外活動中、ボランティアが交通事故にあい死亡した
- ・ 資源回収中、資源の中の危険物で参加者が手を負傷した など



×対象にならない主な場合(傷害事故・特定疾病事故・一般疾病事故)

- ×故意若しくは重大な過失による事故
- ×戦争・変乱・暴動・労働争議・政治的又は社会的騒じょうによる事故
- ×地震・噴火・洪水又は津波による事故
- ×指導者等、スタッフ又は参加者の疾病(熱中症等、特定疾病及び一般疾病を除く)又は心神喪失による事故
- ×むち打ち症や腰痛等で医学的他覚症状のないもの など

■賠償責任補償 ※自己負担額(免責額) 1事故につきそれぞれ5,000円

身体賠償(対人)	限度額 1名につき 1億円	1事故につき3億円
財物賠償(対物)	限度額 1事故につき1,000万円	
保管者賠償	限度額 1事故につき 500万円(1保険期間中につき500万円)	

～補償対象となる活動の具体例～

- ・ 子ども会活動のハイキング中に、指導者の監督ミスにより、参加者が死亡した
- ・ 盆踊りでやぐらが倒れて下敷きになり、参加者がケガをした
- ・ 自治会で草刈りをしていたところ、草刈機の刃の回転により小石が飛び、駐車していた車の窓ガラスを破損した など

×対象にならない主な場合

- ×市民団体等、指導者等、スタッフの故意による事故
- ×戦争・変乱・暴動・労働争議・政治的又は社会的騒じょうによる事故
- ×地震・噴火・洪水・津波又は高潮による事故
- ×自動車事故、動物に起因する事故、同居する親族に対する事故 など

■弔慰金

	特定疾病弔慰金 1名につき50万円	一般疾病弔慰金 1名につき50万円
対象	急性心疾患、急性脳疾患	特定疾病、熱中症、食中毒を除く疾患
条件	市民活動中に死亡、もしくは市民活動中に発症し、病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡	市民活動中に発症してから24時間以内に死亡し、かつ、死亡原因となる疾患名が医師の診断により特定できる場合

×対象にならない主な場合は、傷害補償の欄に記載

事故が起こったら・・・

- 1 市民活動中に万が一事故が起こってしまった場合は、速やかに市の担当課へご連絡ください。

※物損の場合、損害の程度を証明する写真(現場の様子、破損物の全体像、破損箇所等)を数枚撮っておいてください。

〈ご連絡いただきたい内容〉

- | | |
|--------------|---------------|
| ①いつ(事故発生の日時) | ④だれを(事故の被害者) |
| ②どこで(事故発生場所) | ⑤どうして(事故の状況) |
| ③だれが(事故の加害者) | ⑥どうなった(被害の状況) |

- 2 事故が発生してから15日以内に事故報告書に必要書類を添えてご提出いただきます。

〈添付していただく書類〉

- | | |
|-----------------------------|----|
| ① 当日の参加者や代表者等の名簿 | |
| ② 当日の活動が説明できる資料(通知文、お知らせなど) | |
| ③ 団体の概要を把握できる資料(会則、規約など) | |
| ④ 物損の場合、損害の程度を証明する写真を数枚 | など |

- 3 事故報告書の内容を市民交流課にて審査し、判定結果を通知します。対象となる場合、保険会社へ送付します。

- 4 制度の対象となった場合、補償金等請求書に必要書類を添えて提出してください。提出時期は、傷害補償は治療が完治した日又は治療中であっても、事故のあった日から180日を経過したときのいずれか早い時点、賠償責任補償は、示談等により事故が円満に解決した時点となります。

- 5 市から保険会社に保険金請求を行います。保険会社は、補償を請求された方が指定する銀行口座に補償金を振り込みます。

「伊勢市市民活動補償制度」は市民のみなさんが安心して市民活動が行えるよう、万一の事故に備えた補償制度ですが、一番大切なことは事故を未然に防ぐことです。

「綿密な計画を立て、事故防止に努めましょう」

【お問い合わせ】伊勢市役所 環境生活部 市民交流課 地域自治推進係
〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7番29号(本館2階)

電話：0596-21-5563(直通) FAX：0596-21-5522 E-MAIL：kouryu@city.ise.mie.jp